

## 委託業務仕様書

**1 委託業務名** 令和8年度奄美世界自然遺産保全・活用推進事業  
(「奄美・沖縄」自然体験型交流学習事業) 業務委託

**2 履行期限** 令和9年3月12日

**3 業務の目的**

奄美・沖縄の世界自然遺産を後世に継承するため、奄美大島・徳之島・沖縄島北部・西表島に暮らす子どもたちが一同に集い、自然体験型交流学習等を通じて相互に学習することで、それぞれの遺産の価値を学ぶ交流学習を実施する。

**4 対象者**

奄美、沖縄の中学校の生徒とする。(奄美8名、沖縄8名を想定)

**5 研修期間等**

(1) 期間

夏休み期間中(8月上旬を予定)とする。

(2) 研修先

奄美大島の世界自然遺産に関する施設や世界自然遺産地域(以下「遺産地域」という)等(沖縄県からの受入)

(3) 宿泊施設

宿泊施設の指定はない。

**6 自然体験型交流学習の内容**

(1) 自然体験フィールドでの学習

奄美大島の遺産地域において、遺産価値や自然環境保全に係る取組等について現地のエコツアーガイドや専門家の解説を交えながら体験・学習し、各種取組の必要性やエコツアーガイドの役割等について理解する。

(2) 意見交換会

上記(1)において相互に学習したことを踏まえ、遺産価値や自然環境保全に係る取組等について感じたことや、将来にわたって遺産の価値を維持していくためにできることについて意見交換を行う。

(3) 成果発表会

上記(1)や(2)で学んだことを、最終日に成果発表する。

**7 業務内容**

(1) 参加者の募集及び選定

本事業の奄美における参加者については8名とし、募集及び選定を行うこと。ただし、応募が8名を下回る場合は、別途、追加募集等の対応について県と協議すること。

参加者は、県と協議の上、決定することとし、決定後は、参加者、保護者及び参加者が通う各中学校に対して事前説明を行うなど、詳細な調整を行うこと。

なお、沖縄県の参加者募集及び選定については、沖縄県側で行う。

(2) 研修に係る旅行の手配

研修に係る宿泊先、食事、保険、バス借り上げ、訪問先との調整等、旅行に係る一切の業務を行うこと。

なお、徳之島からの参加者については、可能な限り「鹿児島離島航空割引カード」の利用について協力を得ること。

(3) 研修のコーディネート

環境教育や自然保護教育に精通したファシリテーターを1名以上おき、ファシリテーターは研修中において、研修参加者を支援すること。また、現地のエコツアーガイドや専門家等による現地案内が必要な場合は、県と協議した上で選定し、謝金を支払うこと。

宿泊学習となることから、参加者への細やかな配慮ができるようスタッフを配置すること。

(4) 報告書作成

報告書作成に当たっては、7の(1)～(3)について詳細に取りまとめること。

## 8 業務打合せ

委託業務について、計2回程度打合せを行うこと。

## 9 成果物及びその納入期限・納入場所

(1) 提出期限 令和9年3月12日（金）

(2) 提出物

① 業務等報告書 10部

② 業務等報告書のデータを格納したDVD-R 2部

(3) 納入場所 鹿児島県自然保護課奄美世界自然遺産室

## 9 著作権等

(1) 作成物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、特に別途定めのない限り、県に帰属するものとする。

(2) 受託者は、自ら作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

(3) 作成物の中に受託者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

(4) 作成物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、県が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

(5) 作成物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要

な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 委託業務の進捗状況等については、委託者の指示に従い、隨時報告すること。
- (2) 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは作成等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の使用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (4) 受託者は、作成物に使用する写真やイラストなどの素材を準備し、デザインについては、委託者と調整の上、作成すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (6) 受託者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管すること。